特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（補助金部分） 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
島根県教育委員会

公表日
令和7年5月2日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	・特別支援学校に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を都道府県が全部又は一部を支弁する。支弁区分決定は、収入額・需要額調書による。 ・特定個人ファイルは、次の事務に使用している。①保護者等の経済的負担能力を測定するため、収入額・需要額調書に収入に関する市町村の証明書を添付させる、②「収入額」を算定する、③前年12月末日現在の同一生計世帯の世帯構成（住所、年齢等）に基づいて「世帯員数」「年齢」「世帯の住居による地域の級地区分」などの保護基準を用いて「需要額」を測定する、④支弁区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を決定し、学校及び保護者に通知する。
③システムの名称	統合宛名管理システム　中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
支弁区分決定ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項　②島根県条例第51号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　②島根県条例第51号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育庁特別支援教育課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育庁特別支援教育課

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である

		3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数の担当者によりチェックを行う体制を構築している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	端末は主担当のみがアクセスを行うように、鍵付きの引き出しにて管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月18日	Ⅱ　1．対象人数の計数時点	令和3年2月1日時点	令和4年2月16日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該
令和4年2月18日	Ⅱ　2．取扱者数の計数時点	令和3年2月1日時点	令和4年2月16日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該
令和5年3月13日	Ⅱ　1．対象人数の計数時点	令和4年2月16日時点	令和5年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該
令和5年3月13日	Ⅱ　2．取扱者数の計数時点	令和4年2月16日時点	令和5年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該
令和6年3月6日	Ⅱ　1．対象人数の計数時点	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該
令和6年3月6日	Ⅱ　2．取扱者数の計数時点	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該
令和6年3月6日	Ⅰ　1．③システムの名称		統合宛名管理システム　中間サーバ	事後	
令和7年5月2日	Ⅱ　1．対象人数の計数時点	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該
令和7年5月2日	Ⅱ　2．取扱者数の計数時点	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該